

●中間案からの修正箇所

No.	頁	修正内容
1	1-4	(4)パブリックコメントの実施に伴い、内容を追記しました。
2	6-24	パブリックコメント(No.7)の施設等外観デザインに関するご意見を受けて、7 案内・解説施設に関する計画における諸施設のデザインについては、「本史跡の本質的価値や歴史を体感できるよう、官衙が存在していた古代を基調としながら、周辺の景観とも調和の取れたものを基本とします。」と追記しました。
3	6-26	パブリックコメント(No.7)の施設等外観デザインに関するご意見を受けて、8 管理施設・便益施設に関する計画における諸施設のデザインについては、「本史跡の本質的価値や歴史を体感できるよう、官衙が存在していた古代を基調としながら、周辺の景観とも調和の取れたものを基本とします。」と追記しました。
4	6-32	パブリックコメント(No.20)のガイダンス施設の役割に関するご意見を受けて、ガイダンス施設に求められる整備や利活用方法として、「史跡や展示解説のためのガイドボランティアの拠点としての役割」を追記しました。
5	6-36	パブリックコメント(No.30)の史跡整備事業の情報公開・イベント実施に関するご意見を受けて、13 公開・活用に関する計画-(2)具体的な取り組み-②親しむ場としての活用のうち、市民参加型の史跡整備について、「整備事業の情報や現場公開を積極的に実施」と追記しました。
6	6-36	パブリックコメント(No.36)の郡山遺跡の知名度周知のためのイベント実施に関するご意見を受けて、13 公開・活用に関する計画-(2)具体的な取り組み-①学びの場としての活用のうち、学校など出前授業や出前講座の継続した実施について、「出前講座やまち歩きなど市民向けの講座も積極的に広報・実施し、遺跡の周知に努めます。」と追記しました。
7	6-37	パブリックコメント(No.37)の郡山遺跡に限らず周辺地域一帯を含めた歴史情報の発信に関するご意見を受けて、13 公開・活用に関する計画-(2)具体的な取り組み-③楽しむ場としての活用のうち、説明板を利用したまち歩きについて、「史跡地に限らず周辺の遺跡も含めた地域一帯を対象とし」と追記しました。
8	7-2	事業計画について、史跡地の整備が完了し一部公開可能な状況で、ガイダンス施設が公開されるようにするため、正面ゾーンの史跡整備を R10～11、官衙周縁ゾーンにおけるガイダンス施設の改修を R11 に実施時期の修正を行いました。
9	7-3	整備イメージ図について、遺構表示の対象である石組溝を追加で表現しました。また、人物について着色しました。